

競争的資金等に係る間接経費の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費補助金取扱規程第15条第2項の規定に基づき、常葉学園短期大学における専任教員に交付される各種の競争的資金等に係る間接経費の取扱いの適正な運営・管理について定めることを目的とする。

(間接経費の比率)

第2条 間接経費の比率の算定基準額と適用比率は次のとおりとする。

研究資金の名称	算定基準額	適用比率
民間企業等との共同研究契約	直接経費の額	10%
民間企業等との受託研究契約	直接経費の額	10%
国（国との間に委託契約した者を含む。以下同じ。）、地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約（間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの）	直接経費の額	国、地方公共団体又は独立行政法人の定める間接経費の比率又は一般管理費の比率
国、地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約（間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの）	直接経費の額	10%
寄附金	寄附金額	10%

2 間接経費の適用比率は、当分の間、理事長との協議により定めるものとする。

(間接経費の使途)

第3条 間接経費は当該公的研究費補助金に基づく研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費であり、次に掲げるものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

ア 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

イ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

(2) 研究部門に係る経費

ア 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

イ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援担当者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信・運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

ウ 設備の整備、維持及び運営経費

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

ア 研究成果展開事業に係る経費

イ 広報事業に係る経費

(4) 前3号に掲げるもの以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した経費について、それを執行することは可能とする。

(使途の決定)

第4条 競争的資金等に伴う間接経費を、効率的かつ柔軟に使用するため、間接経費の使途について、学長、当該教員、事務部長及び研究支援担当者において検討するものとする。

2 間接経費の使途の決定は、学長が理事長と協議し行うものとする。

3 間接経費の配分を受け、学長は効果的かつ効率的な執行を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(報告)

第5条 事務部長は、毎年度の間接経費に関する事業報告を翌年度の5月31日までに、別紙様式により学長に報告するものとする。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

別紙様式

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成 年度)

1 間接経費の経理に関する報告

(単位：円)

〈収入〉		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備 考
合 計		
〈支出〉		
経費の項目	執行額	備考(具体的な使用内容)
1 管理部門に係る経費		
2 研究部門に係る経費		
3 その他の関連する事業部門に係る経費		
合 計		

2 間接経費の使用結果に関する報告

[間接経費をどのように使用し、その結果いかに役立ったのか報告(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付]